

次世代育成支援対策推進法に基づく

トーワ流通株式会社行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにする為、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成 22 年 11 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 5 年間

2 内容

目標 1 計画期間内に、育児・介護に関わる相談窓口を設置する

<対策>

平成 22 年度～ 相談窓口を設置・周知するため、窓口担当者・管理職を対象とした研修の実施

平成 22 年度～ 従業員に対して入社時研修・社内通達等を活用した周知の実施

目標 2 計画期間内に、育児・介護休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性社員----- 年に 1 人以上取得すること

女性社員----- 取得率を 10%以上とすること

<対策>

平成 22 年度～ 育児・介護休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修の実施

平成 22 年度～ 従業員に対して入社時研修・社内通達等を活用した周知の実施

目標 3 計画期間内に年次有給休暇の取得の促進をする

<対策>

平成 22 年度 年次有給休暇の取得の促進のための管理職を対象とした意識改革のための研修の実施

平成 22 年度～ 従業員を対象とした社内研修の実施と取得率データの作成と活用